

労働者派遣法と労働時間法制の大改悪など、 安倍政権のもくろむ労働法制改悪に反対する決議

- 1 第2次安倍政権は、大企業の「稼ぐ力」を強化するために、労働者の権利と生活を守る労働者保護ルールを、企業活動を制約する「岩盤規制」と決めつけ、これに大穴を開けるための「雇用改革」を強行しようとしている。
- 2 安倍内閣は、2014年9月29日、臨時国会を召集し、労働者派遣法「改正」案を提出した。これは、先の通常国会で廃案となった「改正」案の誤記（「1年以下の懲役」とすべきところ「1年以上の懲役」となっていた。）を訂正しただけのものであり、「生涯派遣・正社員ゼロ」法案という改悪法案の本質は何ら変更されていない。
 - (1) 「改正」案は、①常用代替防止原則と臨時的・一時的原則の廃棄及び派遣期間制限の廃止、②現行法の直接雇用（努力）義務を定める規定の縮小、廃止、③均等待遇原則の不採用等をその内容としている。
 - (2) 1985年6月成立の専門業務派遣を認める労働者派遣法は、常用代替防止原則と派遣期間制限の採用によって、はじめてその成立を認められた法律である。また、1999年6月成立のネガティブリスト方式を採用し、適用対象業務を原則自由化する労働者派遣法の改定は、常用代替防止原則と臨時的・一時的原則及び派遣期間制限の採用によって、はじめてその成立を認められた法律である。

ところが、「改正」案では、有期雇用派遣労働者については、派遣先の事業所単位では、3年ごとに過半数労働組合もしくは過半数代表の意見を聴取しさえすれば、労働者派遣を延長できることになっている。聴取した意見が反対意見であっても労働者派遣を延長できるのであり、これでは永続派遣の歯止めにならない。派遣先の組織（課等）単位では、個人の派遣労働者に上限3年の期間制限があるが、派遣先は、派遣労働者を3年で入れ替えれば、組織（課等）単位でも永続的に派遣労働者を使用することができる。さらに、「改正」案では、無期雇用派遣労働者については、派遣期間制限は一切ない。

以上のとおり、「改正」案は、派遣期間制限を廃止し、派遣労働者の永続使用と労働者派遣による常用代替を可能にしており、とうてい容認できない。

これらに加え、「改正」案は、現行法の直接雇用（努力）義務を定める規定を縮小、廃止し、均等待遇原則も採用していない。

「改正」案の下では、低賃金で不安定な派遣労働が激増し、ひとたび派遣労働者となったら生涯派遣労働から抜け出せないことになる。
 - (3) 自由法曹団は、労働者派遣法「改正」案の廃案を求め、「登録型派遣・製造業務派遣の全面禁止、労働者派遣の臨時的・一時的業務への限定、業務単位での派遣期間制限の厳格化、違法派遣の場合の正社員と同一の労働条件での労働契約申込みみなし制度、派遣労働者と派遣先の正社員との均等待遇」等の労働者派遣法の抜本改正を強く要求するものである。
- 3 安倍政権は、本年6月24日に閣議決定した『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—（以下「再興戦略2014」という。）において、「働き方改革の実現」として、「時間ではなく成果で評価される制度への改革」＝『新たな労働時間制度』の創設と「裁量労働制の新たな枠組みの構築」を打ち出し、これらについて次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる等としている。現在、この閣議決定に基づき、労働政策審議会労働条件分科会で審議が進められている。
 - (1) 「時間ではなく成果で評価される制度への改革」は、一定の労働者に対する労働時

間規制の適用を除外（エグゼンプション）することである。

エグゼンプションの対象要件は、再興戦略2014では、「例えば少なくとも1000万円以上」とされているが、対象が必ず拡大することは、産業競争力会議の民間議員である竹中平蔵氏が「小さく産んで大きく育てる」と発言していることから明らかである。また、その対象とするに際しては、本人の同意を要件とすることも検討されているが、従属的立場に置かれている労働者が拒否することは困難であり、何ら強制的長時間労働の歯止めにならない。

エグゼンプションは、労働者の休養・家庭生活、社会参加を確保するために設けられている「1週40時間、1日8時間」という労働時間規制の根本原則を解体し、長時間労働を野放しにするものにほかならない。このような制度を働き手が望んだことはないし、これにより、効率的な働き方がもたらされるとか、仕事と生活の調和が図られるなどというのは、全くのまやかしにすぎない。エグゼンプションは、財界やアメリカ政府が、企業の利益拡大のために求め続けてきたものであって、労働者の生命と健康を犠牲にして企業に「儲けさせる」制度にほかならない。

- (2) 裁量労働制は、みなし労働時間制、すなわち、何時間働かせても、予め労使が協定した時間、例えば8時間だけ働いたとみなす制度である。再興戦略2014は、これを企業の中核部門、研究開発部門等で働く労働者について広く適用できるよう、その範囲の見直しを求めている。この制度は、労働者が長時間労働したとしても時間に見合った賃金を支払う必要がない以上、使用者が労働者に過大な労働を与え、労働者に長時間労働を強いる事態が生じることは必至である。

現に、裁量労働制の1日のみなし労働時間は平均8時間強であるのに対し、実際の1日の労働時間は、平均的な者で9時間強、最長の者で約12時間となっている（平成25年度厚生労働省調査）。

- (3) エグゼンプションを導入し、裁量労働制を拡大することにより、ただでさえ長い労働時間がさらに長時間化し、過労死、過労自殺が激増することは明らかである。異常な長時間労働がはびこり、過労死、過労自殺があとをたないわが国において、労働時間規制をゆるめたり、なくしたりすることなど絶対にあってはならない。今必要なことは、残業時間の上限規制の強化、監督行政の機能強化等によって、過労死、過労自殺、メンタル障害を引き起こしている長時間労働を根絶することである。

- 4 安倍政権は、今臨時国会において、労働契約法18条に定める無期転換ルールに例外を設ける特別措置法の成立を狙い、また、再興戦略2014において、「限定正社員」制度の普及・拡大や解雇の金銭解決制度の幅広い検討を盛り込んでいる。

しかし、特措法案は、有期契約労働者の無期化の道を狭めるものである。また、「限定正社員」制度は、解雇しやすく、低賃金の労働者を増やすものであり、解雇の金銭解決制度は、解雇を容易にし、雇用を不安定化するものである。これらにより、雇用の劣化がさらに進むことは必至である。

- 5 安倍政権がめざす「雇用改革」は、派遣労働者等の非正規労働者を増大させ、長時間労働を野放しにして過労死・過労自殺を激増させるものであって、断じて容認できない。

自由法曹団は、労働者の権利を擁護し、安定した雇用と生活を確保するため、労働者派遣法と労働時間法制の大改悪など、安倍政権のもくろむ労働法制改悪を許さないたたかいに全力を上げる決意である。

2014年10月20日

自由法曹団 福井・あわら総会